論説

地方公務員給与の削減と地方交付税

早稲田大学・政治経済学術院教授
片木　淳

はじめに

本年１月27日、政府の平成25年度地方財政対策が決定され、地方公務員の給与についても、国家公務員と同様に削減することを前提に、地方交付税を4,000億円削減することとされた[1,2]。この給与削減は、条例改正（６月議会への上程）等の準備期間を配慮し、本年７月から実施することとされている[3]。

この措置については、１月15日に開かれた「国と地方の協議の場」において、麻生財務大臣から通告されていたものである[4]。その理由は、地方公務員の給与水準が既に7.8％の削減を実施している国家公務員と比べて、ラスパイレス指数で106.9％になっていることから、「地方交付税を国民の税金で保障しているという立場に立つと、地方公務員の給与だけなぜ高いのかということになり、なかなか国民の理解を得られ」ないとのことであった。これに対して、地方６団体側からその場でも即座に反発の声が上がり、政府との間で、激しい議論が行われた。

同月18日には、総務大臣の諮問機関である地方財政審議会からも、「地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体の議会で十分議論された上で、条例で定められるもの」であるとともに、その削減については、「地方の意見を十分に聞いて慎重に対応すべきで」あり、また、「地方公務員の給与水準の見直しが、単に国の歳出を抑制するために行われ、地方一般財源が削減されることは適切ではない」との意見が提出された[5]。

しかし、１月24 日の閣議において、地方自治体に対しても、平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請することが決定された[6]。

１月27日、地方６団体は、上述の政府の地方財政対策に対する共同声明を発表し、「今回の地方公務員給与の取扱いについては」、「本質的な問題が内在しており」、「極めて遺憾である」と断じるとともに、「そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべき

ものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題」であること、「ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない」と強く批判した。

これに対し、翌28日、総務大臣から全国の都道府県知事と同議会議長、指定都市の市長と同議会議長、人事委員会委員長あて「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」の通知が発出され、1月24日の上記閣議決定を踏まえ、「速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう」要請が行われるとともに、この旨、市区町村にも周知するよう通知が行われた[7]。

また、これに加えて、新藤総務大臣は、同日、全国の都道府県知事・議会議長および市長村長・議会議長あて、異例の書簡を送り、「今回の要請は、単に『地方公務員の給与が高いから』、あるいは、単に『国の財政状況が厳しいから』行うもの」ではなく、「現下の最大の使命である『日本の再生』に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として、平成25年度に限って、緊急にお願いするもの」であると地方側の理解を求めた。そして、その理由として、「防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受けて、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となって」いること、「消費税について国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って、『隗より始めよ』の精神でさらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要」であることを指摘した[8]。

このように、今回の問題については、国と地方の間に、地方自治の根幹に触れるような大きな意見の対立がある。

本稿では、地方交付税と地方公務員給与のあり方を中心に、政府による今回の措置の問題点を指摘し、今後の自治・分権改革のあるべき姿について考察してみたい。

1．地方公務員の給与水準

平成25年２月８日、総務省は、前年４月１日現在の地方公務員給与実態調査結果の概要を取りまとめて公表した[9]。これによれば、国を100とした場合の各自治体の給与水準を示すラスパイレス指数は、前年度から8.1ポイント上昇して107.0となり、９年ぶりに国を上回った。個別には、全都道府県と市区町村の87.5％に当たる1,566自治体で国家公務員より地方公務員が高くなっている。

これは、上述のとおり、東日本大震災の復興財源を確保するため、国が特例措置として平成24年度から国家公務員について平均7.8％の給与削減に踏み切ったことによるものである。国家公務員の給与削減が行われなかったとした場合との比較では、ラスパイレス指数は98.9％であり、地方公務員の給与は、国家公務員の給与よりは低い水準となる。

今回の調査結果におけるラスパイレス指数は、都道府県別では静岡県の111.7が最高で、最低は岡山県の100.2、政令指定都市では名古屋市の112.5が最高で、最低は大阪市の103.8、政令市を除く市区町村では、千葉県君津市と兵庫県芦屋市がともに113.7と最高で、最低は大分県姫島村の78.9となっている（次表）。

なお、今回の地方公務員給与の削減措置の要請について総務省は、原則としてラスパイレス指数が100を上回る場合は100になるよう引き下げを促し、100に届かない自治体には削減を求

ラスパイレス指数の状況（平成24年４月１日現在）

区分	ラスパイレス指数	（参考値）
全地方公共団体	107.0	98.9
都道府県	107.5	99.3
市区町村（指定都市含み）	106.8	98.7
指定都市	109.3	101.1
市	106.9	98.8
町村	103.3	95.5
特別区	108.3	100.1

ラスパイレス指数の最高値・最低値

区分	最高値		最低値	
都道府県	111.7	静岡県	100.2	岡山県
指定都市	112.5	名古屋市	103.8	大阪市
市区町村	113.7	千葉県君津市 兵庫県芦屋市	78.9	大分県姫島村

出典：総務省 HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成24年地方公務員給与実態調査結果の概要」「平成24年地方公務員給与実態調査結果等のポイント」

めない方針であるとしている[10]。

２．人事委員会制度からみた問題点

地方自治体の事務は、多様な住民サービスの実施、地域の社会資本の整備や維持・管理、生命・財産の安全の確保等、住民生活にとって極めて重要なものである。その担い手である地方公務員は、憲法第15条第２項及び地方公務員法第30条に言う「全体の奉仕者」であると同時に、憲法第28条でいわゆる労働３権を保障された「勤労者」でもある。そこで、労働基本権の保障の対象となるが、その地位の特殊性と職務の公共性に鑑み、労働基本権に一定の制約が加えられている（地方公務員法第37条第１項等）。そして、その代償措置として、地方公務員法上、国家公務員の場合と同様に、勤務条件に関する利益を保障する定めがなされ、人事委員会制度等が設けられている。

上記の国家公務員の給与削減措置については、平成24年５月25日、国公労連（日本国家公務員労働組合連合会）の組合員240名が、東京地方裁判所に対し、同年４月から施行が強行された「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（以下、「給与臨時特例法」）による給与カット分の返還と慰謝料の支払いを国に求める『公務員賃下げ違憲訴訟』を提訴した[11]。そして、「東日本大震災では、国家公務員も不眠不休で救援と復旧復興業務にあたり、限られた予算と人員のなか、全体の奉仕者として、全国の第一線で国民の安心、安全を守るために公務・公共サービスを支えている」「にもかかわらず、労働基本権制約の『代償措置』とされる人事院勧告を超えて、生活の糧である賃金を２年間にわたって平均7.8％も引き下げられることに対し、全国の職場は怒りに満ちあふれている」と主張した[12]。

このように、国家公務員の給与削減は、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度の中で、極めて臨時、異例の、しかも２年間という限られた期間に限って（それ以上に長い期間、異例の措置を続けることは人事院勧告制度が設けられている趣旨から違憲の疑いがさらに濃厚になる）実施されるものである。

このような措置を地方公務員にも講じようとする場合には、したがって、よほどの理由と根拠が必要であり、安易にこれを行うことはできない。人事委員会を基本とする地方公務員の給与制度に根本的な変更をもたらすものであり、

政府の恣意的な運用により行うべきものでないことは、当然のことであろう。

また、後述のように、このような異例の給与削減の結果としての国家公務員の給与水準を、「国公準拠」の原則に基づき、地方公務員給与のよるべき基準とすることは、地方公務員給与の決定原則、地方交付税制度のあり方から言っても、疑問である。

3．地方公務員給与の決定原則からの問題点

3.1 「条例主義の原則」からみた問題点

地方自治体の職員の給与は、当該自治体の条例で定められる（「条例主義の原則」。地方公務員法第24条第６項等）。

わが国においては、憲法によって地方自治の保障がなされ、国の法律といえども、「地方自治の本旨」に反する場合には違憲であり、無効である（憲法第94条）。「地方自治の本旨」とは、地方自治が国から独立した団体によって、自らの意思と責任でなされるべきであるとする「団体自治」の原則と、地方自治が当該自治体の住民の意思に基づいて行われるべきであるとする「住民自治」の原則の２つからなるものとされている[13]。したがって、地方自治体の職員の給与についても、当該自治体自身によって、すなわち、その住民を代表する議会の定める条例で決定されるべきである。

まして、第１期地方分権改革によって機関委任事務が廃止されるなど、国と地方の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に抜本的に改革され、自治立法権、自治行政権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立が課題となっている[14]現在においては、なおさら、地方自治体の職員給与の決定は、国からの関与を排して、自らの責任で自主的に決められるべきは当然であろう。

今回の政府による地方自治体職員の給与の削減の「要請」は、たとえ、それが強制的なものでなくとも、自治体に対する国の関与であることは否定できない。国の関与については、第１期地方分権改革によって、法定主義の原則が定められ、「地方自治体は、法律又はこれに基づく政令によらなければ、国等の関与を受け、又は要することとされることはない」（地方自治法§245の２）とされた。

政府は、この「要請」を、あくまで、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の４（技術的な助言）に基づくものであるとしている[15]が、「技術的」とは、「本質的・原理的な面は別として、実際の運用・運営の面にだけ関するさま」（広辞苑）を意味するものであり、今回のような、地方交付税の削減を伴う地方公務員給与の削減の「要請」といったものまで「技術的助言」に含めて解釈することができるのか、疑問である。

なお、民主党政権下における「政府の公務員の給与改定に関する取扱いについて」の閣議決定（平成23年10月28日）においては、当時、国会に提出していた国家公務員にかかる「給与臨時特例法案の早期成立を期し、最大限の努力を行うこと」とされたが、地方公務員の給与改定については、各地方自治体において、「地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置を講じる」よう「期待する」とするにとどまっていた[16]。しかし、これを全国の自治体に向けて通知した総務副大臣名による通知（「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」）ですら、参院予算委員会において、地方自治体に対する圧力ではないかとの指摘がなされ、川端総務大臣（当

時）から「各地方公共団体に対して今回の国家公務員に係る時限的な給与削減措置と同様の措置を実施するように要請することや強制することは考えて」おらず、あくまで、「技術的助言」である旨の答弁がなされた経緯がある[17]。

3.2 「均衡の原則」からみた問題点

3.2.1 「国公準拠」の問題点

地方公務員法によれば、地方自治体の職員の給与は、①生計費、②国及び他の地方自治体の職員の給与、③民間事業の従事者の給与、④その他の事情を考慮して定められなければならない（「均衡の原則」同法第24条第３項）。総務省（旧自治省）は、この規定の解釈・運用として、この原則は国家公務員の給与に準ずること（いわゆる「国公準拠」）により実現されるとしてきた[18]。その理由は、「毎年官民給与比較及び生計費を考慮して行われる人事院勧告に基づいて決定される国家公務員給与には、生計費及び民間賃金についての考慮が織り込まれていることから、これと同種の職務に従事する地方公務員の給与についてこれに準ずることとすれば、国及び他の地方公共団体とも均衡がとれることとなり、地方公務員法第24条第３項の規定の趣旨に最も適合することになる」からであるとされてきた[19]。

しかし、前述したように、地方自治体の職員の給与が「地方自治の本旨」と地方分権の理念に基づき、当該地方自治体の条例で定められるべきものであるとすれば、この地方公務員給与の「均衡の原則」の適用にあたり、何よりも重視されるべきは、国家公務員の給与水準ではなく、当該地方自治体の区域内における民間給与の水準であろう。なぜなら、国家公務員の給与のみを基準とすることは地方分権の理念からいって不適切であるのみならず、国家公務員の給与水準は人事院による全国的な民間給与との比較により算出されるものであり、個々の自治体における民間給与の水準とは相当に乖離する場合が多いであろうからである。

したがって、まず、「国公準拠」という考えにより、国家公務員の給与に準ずべきとする今回の措置は、地方自治の原則や地方分権の理念からも、大いに疑問であると言わざるを得ない。

平成18年３月にまとめられた総務省の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」報告書においても、「地方公務員のラスパイレス指数の全国平均が国を下回るとともに、９割以上の団体が国以下となる一方で、地方公共団体によっては、国公準拠の考え方が、地域民間給与と比較して地方公務員給与が画一的に高止まる傾向の背景となっている」との指摘がなされた[20]。また、同報告書は、地方分権の流れの中で、給与決定についても、より地方公共団体の自主性・主体性を拡大したものへ変革していく必要性も指摘されている等のことから、これまでの給与決定の考え方を再検討する必要があり、「従来の『国公準拠』の考え方については、再考すべき時期に来ている」としている[21]。

さらに、現状の国家公務員との比較のやりかたについても、様々な問題点が指摘されている。たとえば、大阪市の橋本市長によれば、①国の各省の事務次官や局長、審議官等に適用される「指定職俸給表」が高い給与水準であるにもかかわらず、比較の対象とされていない、②「天下り」により、高い所得水準を維持、上昇させている幹部職員や特殊法人等への現役出向の職員の給与が比較対象からは外れているといった点が指摘されている[22]。

以上のとおり、従来の「国公準拠」の原則は地方分権の理念等に照らして改めるべきであ

り、今後の地方公務員給与のあり方としては、当該地方公共団体における民間給与が基準となるべきものである。

3.2.2 財政状況と東日本大震災を理由とする問題点

3.2.2.1 財政状況と地方公務員給与の削減

さらに、また、前年度からの国家公務員の給与削減は、「我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するため」、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」に基づき行われているものである。すなわち、国の財政状況と東日本大震災への対処の２つを理由とする臨時の措置としているのである。

そこで、これら２つの理由が個々の地方自治体にも妥当するものであり、したがって、当該自治体職員の給与を減額すべきとの結論になるのかどうかという点を、次に、検証する。

まず、財政理由については、たしかに、地方財政も、決していいわけではなく、それどころか危機的状況にある。総体としては、ここ数年、毎年のように10兆円を超える多額の財源不足（平成25年度の財源不足は約13兆円）を生じ[23]、その債務残高も、200兆円を超えるものとなっているのは、事実である

しかし、このような多額の財源不足の状態が10年以上も続いているにもかかわらず、地方交付税の原資たる国税に対する法定率が改正されていないのは、地方交付税法第６条の３違反の状態を放置している政府と国会の責任である。

また、個々の自治体の財政状況も区々であり、これを一律に論ずることはできない。地方公共団体財政健全化法の全面施行（21年４月）以来、ここ数年、各自治体による財政健全化の努力が実り、同法による「財政再生団体」は、現在、北海道夕張市のみ、「早期財政健全化団体」は青森県大鰐町と大阪府 泉佐野市の２団体にすぎない。

したがって、地方自治体の財政状況を理由として、上述のような異例、臨時の措置を、国より給与水準が高いとされる全国の地方自治体に対し、一律に「要請」すべき理由は見当たらないことになる。ましてや、中央政府の財政の窮乏を理由として、自治体職員の給与の削減を求めることは、上述の「地方自治の本旨」にてらしても、見当違いもはなはだしいといわざるをえない（地方財政対策としての論議については後述）。

3.2.2.1 東日本大震災からの復興と地方公務員給与の削減

２番目の理由である、東日本大震災についてはどうであろうか。たしかに、「被災地の復興なくして日本の再生はな」く、被災地域に対する支援は、それ以外の地域にとっても、連帯の観点や人道的な観点からも極めて重要な課題であることは、いうまでもないが、そのことと当該地方自治体の職員給与の削減とは直ちに結びつくものではない。

現に、新藤総務大臣は、まず、地方自治体に対して職員給与の削減を要請しつつ、それに見合う分を当該地域の防災、減災、あるいは活性化に充てるとの方針を示している[24]が、そうであれば、結局、東日本大地震の被災地以外では（場合によっては被災地においても）、職員給与の削減で浮いた財源が東日本大震災の復興、復旧に直接使われるということではないということになる。つまり、地方公務員の給与の場合には、国家公務員の給与削減の場合と異なり、東日本大震災への対応が直接の理由ではないということであり、単に、当該自治体の防災事業、活性化事業に充てる財源が確保されるというに

すぎない。

しかも、それがそのような事業の経費の財源に使うべきであると強く要請するものであるときは、一般財源としての地方交付税の理念にも反することとなる。地方交付税法は、「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない」と定めている（第３条②）からである（地方財政の観点からの問題については後述）。

４．地方財政措置としての問題点

4.1　地方交付税は「地方の固有財源」

地方交付税が「地方の固有財源」であることは、これまで、歴代の総理大臣によって、繰り返し、確認されてきた。例えば、最近でも、平成17年２月15日、衆議院本会議 において、当時の小泉総理大臣が「地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源である」と答弁している[25]。さらに、地方財政を所管する総務省の説明によれば、地方交付税は「本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば『国が地方に代わって徴収する地方税』（固有財源）という性格をもって」いるとされている[26]。

しかし、前述のような地方分権時代における国と地方の関係（中央政府と地方政府の関係）からいえば、そのような「地方の固有財源」である地方交付税を「国が地方に代わって徴収する」ことはともかく、「一定の合理的な基準によって再配分する」ことまで、地方の意向も聞かないままに、国の省庁が行うことは許されないという論理的帰結になろう。むしろ、その配分権限は、「地方固有の財源」である以上、地方自治体全体に共有的に属するものであり、「その意味では地方団体を」取りまとめた形で、自治省（現総務省）が代弁をして大蔵省（現財務省）と折衝をして決めるものである[27]ということはもはやできず、それは、本来、全地方自治体の代表が前面に出て、直接、国（財務省）を相手に折衝して決めるべきであるということになろう。

地方交付税をこのように「地方固有の財源」であると考えれば、今回のように、とりわけ財務省が主導権を握って地方交付税の配分（削減）に直接的に事実上の介入を行ってくるということには、大いなる疑問がある。

4.2　基準財政需要額算定上の問題点

地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障する見地から、一定の合理的な基準によって配分される財政資金である[28]。

地方交付税の大部分を占める普通交付税は、次の算式によって算定される。

・各団体の普通交付税額＝（基準財政需要額－基準財政収入額）＝財源不足額
・基準財政需要額＝単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等）
・基準財政収入額＝標準的税収入見込額×基準税率（75％）

このうち、基準財政需要額は、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について算定した額であり、各行政項目別にそ

れぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算して算定することとされている。そして、単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定され（地方交付税法第２条第６号）、それには当然、職員の給与も含まれるものである。

そこで、論点は、今回の国家公務員の給与削減に準じた給与削減措置を地方公務員給与にも講じることを前提として、上記の単位費用の算定を行うことが、「合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合」に要する経費の算定として適切なことといえるのかどうかということになる。

この点については、これまで、地方公務員の給与決定原則について述べてきたように、まず、国家公務員の給与だけを基準とすること自体に疑問がある上に、国家公務員に係る今回の措置は上述のように極めて異例の臨時的措置であり、これを「合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合」に要する経費と考えることは、かなり無理があるといえよう。

4.3　義務教育費国庫負担金削減の問題点

以上の措置にともない、義務教育諸学校の教職員の給与についても、国家公務員の給与削減に準じてこれを削減することを前提として、義務教育費国庫負担金が631億円、削減されている[29]。義務教育費国庫負担制度は、「義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」ものであり、市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が原則として都道府県の「実支出額の３分の１を負担する」ものとしている（義務教育費国庫負担法第２条）。

したがって、あくまで、実支出額の３分の１を国が負担することが原則であり、仮に、都道府県が教員給与の減額を行わない場合には、国はその実際の支出額の３分の１を負担すべきであり、そうでなければ、いわゆる超過負担[i]を生じることとなろう。

交付税の不交付団体である東京都の猪瀬知事は、本年２月１日、国が要請している地方公務員の給与削減には同調しない姿勢を明らかにし、教職員給与の国負担の減額分についても、減額分の財源を都独自で確保する意向を示したと報じられている[30]が、減額分の財源を独自で確保する前に、法律に定められた通りの額の負担金の支払いをまず国に要求すべきであろう。

おわりに

以上のように、今回の政府による地方公務員給与の削減の要請とこれにともなう地方交付税

---

i　超過負担とは、国が義務的に支出する負担金及び委託費について、その算定基準、またはそれぞれの制度の趣旨に照らして実情に即応しなくなっていることから生じる国の支出金の不足額をさす。超過負担の態様には、単価差、数量差、対象差の３種類がある。単価差とは、国庫補助負担金の単価が実際の事業費（施設費、給与費）単価より少ないことを、数量差とは国庫補助負担金の対象となる面積・人員などが実際より少ないことを、対象差とは、事業の性格上当然国庫補助負担の対象とされるべき経費が対象から外されていることをさす（現代用語の基礎知識1976年版参照）。

の減額措置については、多くの問題点が指摘できる。このように、現行地方公務員制度、地方財政制度上の問題点、矛盾点が生じるのは、結局、第１期分権改革以後、地方分権改革が「未完の改革」のままに放置され、その理念と現行の地方自治制度、なかんずく地方財政制度の間に齟齬がなお克服されておらず、抜本的な地方分権改革が追い付いていないということが原因である（拙著「地方分権の潮流と地方交付税改革」（『地方財政』平成17年11月号）参照）。

したがって、今回の議論を契機として、今後、自治立法権、自治行政権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立をめざして、早急に、地方分権（地域主権）改革を推進、徹底していくことが必要である。

注

1　総務省HP「政策 > 地方行財政 > 地方財政制度 > 平成25年度地方団体への通知 」「平成25年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」

2　総務省HP「広報・報道 > 大臣会見・発言等 > 新藤総務大臣地財折衝後記者会見の概要（平成25年１月27日）」

3　財務省HP「予算・決算 > 毎年度の予算・決算 > 予算 > 平成25年度 > 政府案」「各予算のポイント」「総務省予算（1,475kb）」「地方財政対策（平成25年度）のポイント」

4　内閣官房HP「政策」「国と地方の協議の場」「平成25年１月15日（火）議事録」P.5

5　総務省HP「組織案内 > 審議会・委員会・会議等 > 地方財政審議会 > 意見」「今後目指すべき地方財政の方向と平成25年度の地方財政への対応についての意見（平成25年１月18日）」

6　首相官邸HP「総理大臣」「閣議・本部決定など」「平成25年１月24日　閣議決定　公務員の給与改定に関する取扱いについて」

7　総務省HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 地方公務員の給与改定に関する取扱い等についての総務大臣通知及び大臣書簡」「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成25年１月28日）

8　同上「総務大臣書簡」（平成25年１月28日）

9　総務省HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成24年地方公務員給与実態調査結果の概要」「平成24年地方公務員給与実態調査結果等のポイント」

10　平成25年２月１日付け産経新聞記事「地方公務員の給与削減、国より低ければ対象外」

11　平成24年５月25日付産経新聞記事「公務員給与削減の特例法は「違憲」 国家公務員240人が提訴　東京地裁」

12　国公労連（日本国家公務員労働組合連合会）HP「賃下げ違憲訴訟のページ」

13　芦部信喜・高橋和之補訂『憲法　第４版』（2007年、岩波書店）P.350

14　内閣府HP「地域主権改革 > 地方分権改革の歩み > 地方分権改革 > 地方分権改革推進委員会 > 委員会の勧告・意見等」「平成20年５月28日、「第１次勧告　～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」P.6

15　前掲総務大臣通知「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成25年１月28日）

16　首相官邸HP「総理大臣」「閣議・本部決定など」「平成23年10月28日　閣議決定　公務員の給与改定に関する取扱いについて」

17　参議院予算委員会（平成24年03月13日）。国会会議録検索システムによる。

18　昭和35年４月１日各都道府県知事あて自治省行政局長通知等

19　同上

20　総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方公務員制度 > 給与・定員等の状況 > 各種研究会」「地方公務員の給与のあり方に関する研究会（平成18年３月）」

21　同上

22　大阪市 HP「大阪市市政」「市長の部屋」「私の主張」「給与制度にかかる公民比較の『大阪モデル』を構築します [2013年１月18日]

23　総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方財政制度」「地方財政の現状」

24　平成25年３月25日参議院総務委員会における加賀谷健議員に対する総務大臣答弁

25　参議院 HP「国会議事録検索」の結果による。

26　総務省 HP「 政策 > 地方行財政 > 地方財政制度 > 地方交付税 」「地方交付税制度の概要」平成25年４月10日閲覧。

27　昭和50年６月５日、参議院地方行政委員会における加瀬完議員の質問に対する松浦政府委員の答弁。前掲「国会議事録検索」による。

28　総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方財政制度 > 地方交付税」

29　文部科学省 HP「政策について > 予算・決算、年次報告、税制 > 平成25年度予算 > 平成25年度文部科学省　予算（案）の発表資料一覧（２月）」「01-１　平成25年度文部科学関係予算（案）のポイント 」
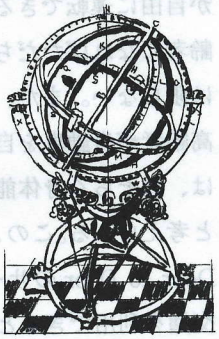
30　同日付日経新聞記事「猪瀬知事、都教職員給与『減額せず』 国庫負担減額分を補填」